●指定(介護予防) 短期入所生活介護事業所永楽荘利用料について

① 基本サービス費(1日あたり)

1日あたりの料金		介護保険 10 割	利用者自己負担 (1割)	利用者自己負担 (2割)	利用者自己負担 (3割)
	要支援 1(451 単位)	4,510円	451 円	902円	1,353円
基本サービス費	要支援 2(561 単位)	5,610円	561 円	1,122円	1,683円
	要介護 1(603 単位)	6,030円	603円	1,206 円	1,809円
	要介護 2(672 単位)	6,720円	672円	1,344 円	2,016円
	要介護 3(745 単位)	7,450円	745円	1,490円	2,235円
	要介護 4(815 単位)	8,150円	815円	1,630円	2,445円
	要介護 5(884 単位)	8,840円	884円	1,768円	2,652円

[※]基本料金の他、②の加算分の料金もご負担いただきます。なお、③の加算につきましては該 当時にご負担が発生します。

② 通常ご利用時にご負担いただく介護給付サービス

1 D.V. + 10 D.V.	介護保険 10 割	利用者自己負担	利用者自己負担	利用者自己負担
1 日当たりの料金		(1 割)	(2割)	(3割)
サービス提供体制強化加算	220円	00 M	44円	66円
(I) /		22円		
生産性向上推進加算(Ⅱ)	100円	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算(I)	1 ヶ月分の介護保険サービス費に 140/1000 を乗じた額			

③ 該当する場合にご負担いただく介護給付サービス加算の一覧

1 口半たりの収入	介護保険 10 割	利用者自己負担	利用者自己負担	利用者自己負担
1 日当たりの料金		(1割)	(2割)	(3割)
送迎加算(片道)	1,840円	184円	368円	552円
緊急短期入所受入加算	900円	90円	180円	270円
長期利用者の基本報酬の適正化(※)	-300円	-30円	-60 円	-90円

※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合には、 所定単位数から一日当たり30円(利用者自己負担2割の場合は60円、3割の方は90円)を減額します。

④ 介護保険の給付の対象とならないサービス

◎滞在に要する費用(光熱水費)

この施設及び設備を利用し、滞在されるに当たり、多床室利用者の方には光熱水費相当額を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の負担限度額が支払いの上限となります。

居室		認定証の発行を受けている方			認定証の発行を受けていない方
種別	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	915円/日

◎食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。

当事業所では提供した食事の実食分を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の負担限度額が支払いの上限となります。

	認定証の発行を受けている方			認定証の発行を受けていない方
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,445 円/日

(食費の内訳)

朝食	昼食	夕食	合計
399円	523円	523円	1,445円

上記料金はおやつ、行事食を含んだ金額となっております。

※食費、滞在費につきましては、市町村より発行される負担限度額認定証をご確認下さい 未申請の方は施設で代行申請を行いますので生活相談員にご相談下さい。

⑤ その他の費用

特別な食事、理美容サービス、教養娯楽の利用、レクリエーション行事に係る費用については、実費分を自己負担いただきます。